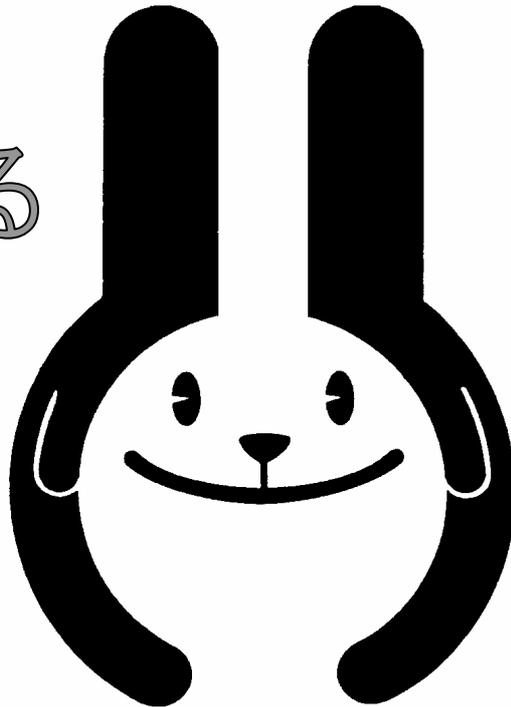




保存版

エコロ制度 ガイドブック

つながる



ひろがる

たすけあい

エコロとは…

イタリア語で「はい、どうぞ」という意味です。

エコロうさぎを

さかさまにすると「ささえる手」に見えませんか。

生活クラブ虹の街

「生活クラブ虹の街」は、生活クラブ生活協同組合・千葉の新しい通称です。

はじめに

エコロ制度（当初は「エコロ共済」）は、その時々課題や目指したいことを踏まえ、二回の大きな改正を経て現在の制度となりました。時代背景や重視する視点は違えども、いつの時代も「エコロ」は人と人が声を掛け合い助け助けられる関係性を育むことを大切にしました制度です。

2011年3月11日、東日本大震災が発生しました。避難する際、また避難後の生活の中で、地域での人と人との繋がりがいかに大切なものが改めて気づかされました。エコロを介して

できることは決して大きくありません。しかし大きな繋がりのおかげになることは可能です。

核家族の増加やライフスタイルの変化による地域コミュニティの崩壊が課題となる中、少子化・高齢化が進み人口減少が始まっています。私たちは地域や人のつながりの再生に向けて、新たなしくみを作りだしていきたいと思えます。そんな中、「エコロ」というたすけあいのモデルの役割はますます大きくなっています。多くの組合員みなさんがエコロの意義を理解し活用することで、たすけあいの輪をもっと大きくしていきましょう。

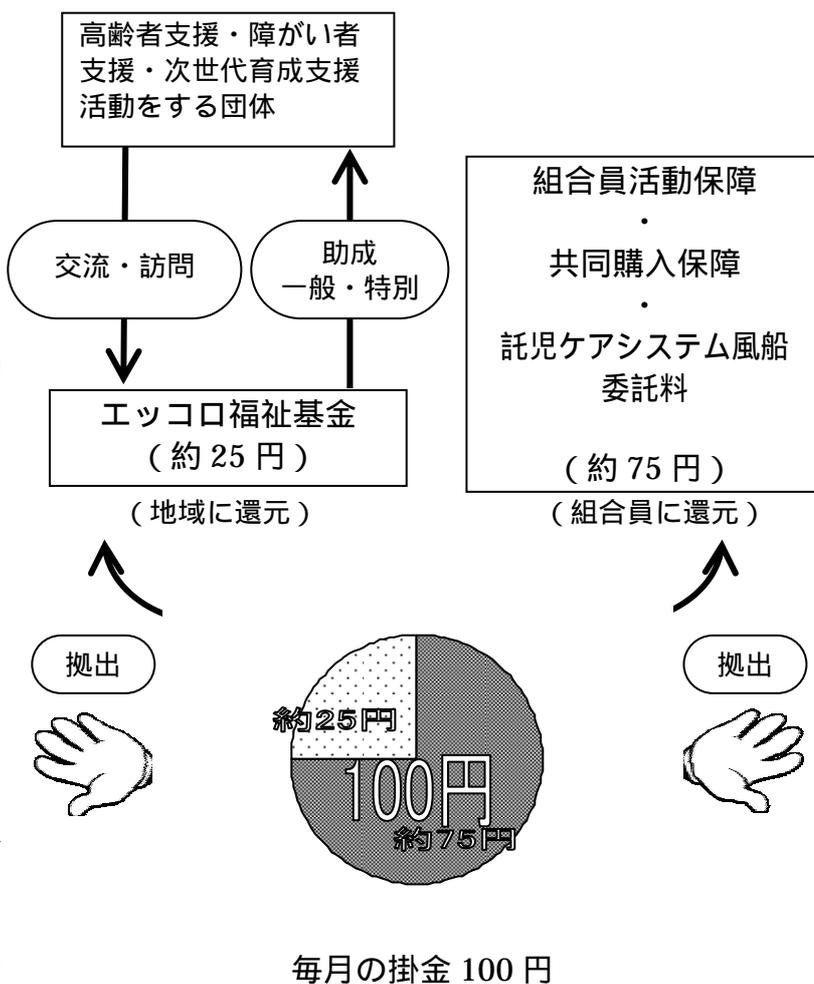
エコロ制度の概要

エコロ制度は毎月100円の拠出金で支えられています。100円のうち約75円は主に「組合員活動と共同購入保障」として組合員に還元されます。このほかに料理講習会・学習会などで子どもを預けられる「託児ケアシステム風船」も保障の一部です。また約25円部分は「エコロ福祉基金」として地域の福祉団体へ助成され、住みよい地域づくりに貢献しています。「特別助成」と「一般助成」の2種類があります。

組合員ひとりひとりの力が幅広い助け合いを生み出し、大きな力となっています。

「エコロ福祉基金」の運営方法については、なないろえんぴつやコルザなどの機関紙に掲載します。詳しくはP.12をごらんください。

ケア・ケア者の定義についてはP.15の細則を参照ください。



毎月の掛金 100円

もくじ

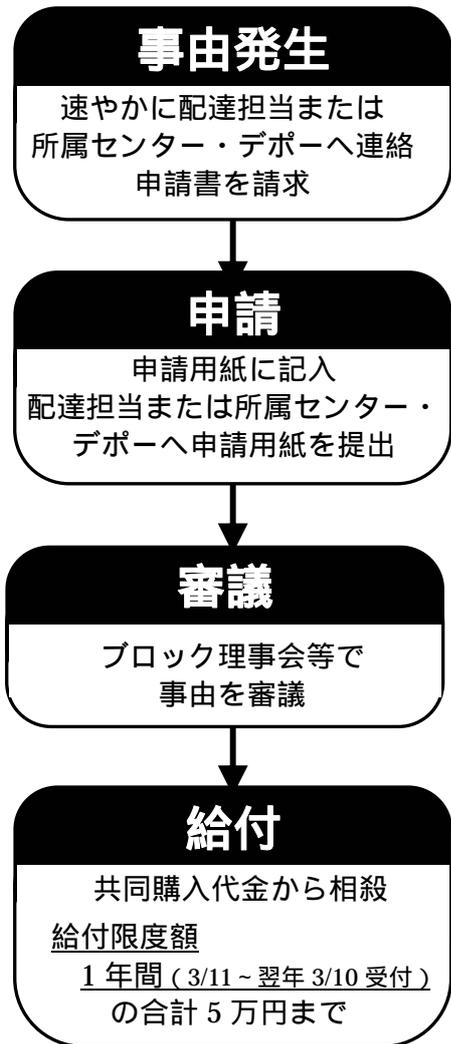
はじめに・エコロ制度の概要 . P.2
 もくじ(保障別)・申請から給付まで P.3
 保障内容のご案内 P.4~10
 託児ケアシステム「風船」 P.11
 生活クラブ虹の街オリジナル葬「風の旅」 P.11
 エッコロのこれまでとこれから .. P.12
 エッコロの歴史 P.13
 エッコロ制度規約と細則 P.14
 連絡先一覧 P.16



P	大項目	中項目	申請書
4	共同購入保障	1 共同購入品の盗難・破損	(A)
		2 共同購入備品の盗難・破損	(B)
		3 共同購入ケア	(C)
		4 注文書の記入のお手伝い	(D)
		5 班共同購入品受け取りの代行	(E)
		6 共同購入中の託児	(F)
7	事故保障	1 組合員活動中の不慮の事故で負傷	(G)
		2 組合員活動中の対人・対物事故	(H)
		3 組合員活動中の自損事故・自動車事故	(I)
		4 組合員活動中の事故	(J)
9	活動ケア保障	1 組合員活動を支えるケア	(K)
		2 役員活動を支えるケア	(L)
10	その他保障	1 講座開催の助成	(M)
		2 加入暦による節目祝い金	(N)

*「共同購入」とは班・戸別配送・デポーに限らず組合員が消費材を購入することを言います。組合員の利用する力を集めることで、自らの望む品質と価格の品を手に入れるしくみです。

申請から給付まで



2008年1月
期間 1224~0127 0402 千葉

181頁 ★
1/1

個人引落通知書

今回請求金額		¥30,171
I. 申請品対象合計 24,911		
A. 個人申込	13,593	II. その他合計 5,260
B. 班金繰振分(0746~0750班)	6,727	A. 課税対象外 5,260
C. デポー購入	4,591	III. 内消費税 (1,186)
		IV. 割戻対象品合計 (24,911)

申込み内訳	数量	金額	単価	申込み内訳	数量	金額	単価
I. A. 個人申込み内訳							
<配送>							
12月28日配達分							
会費払い用スポンジク箱組	1	263					
海苔の箱組	1	1,512					
塩すじこ	1	1,313					
市川クッキモゴマ	1	300					
市川クッキチーズ	1	300					
いかスモーサーモン巻き	1	861					
32Sダイスミルク	1	378					
38S粒立のパター煎	1	504					
38Sさごはち	1	263					
12月28日配達分合計 * 5,894							
01月0日配達分							
中華どんぶり	1	695					
鉄板餃子	1	415					
豚肉のさけるチーズ	1	452					
しょうゆラーメン	1	231					
チョコっと焼大豆	1	310					
ミルクプリン・あんこ	1	205					
01月0日配達分合計 * 2,738							
01月17日配達分							
豚肉どんぶりの具	1	536					
餃子	1	415					
2kg 無添加自主コシ巻							
絹高橋・中華風	1	465					
絹高橋・そば	1						
絹高橋・うどん	1						
能登天然もずく(味付)	1						
牛乳うま味プリン・みかん	1						
チョコっとさご	1						
カリッとリング塩味	1						
01月17日配達分合計 * 1,411							
** 配達合計 ** 14							
** 還元合計 **							
II. A. 課税対象外内訳							
増資		100					
エコロ共済掛金		100					
COOP共済掛金		2,760					
生活と自治		100					
VATC		200					

エコロ
共済掛金 100
エコロ
共済給付 -1500

01月28日 金の口座から引落しします。

個人引落通知書に給付金がマイナス表示になっています。

合算し、引落します。※掛金は振込みでは入金できません。口座を過ぎると延滞金が発生します。

支払、印：ギフト品 生活クラブ生活協同組合

センター・デポーの連絡先は 16 ページをご覧ください。

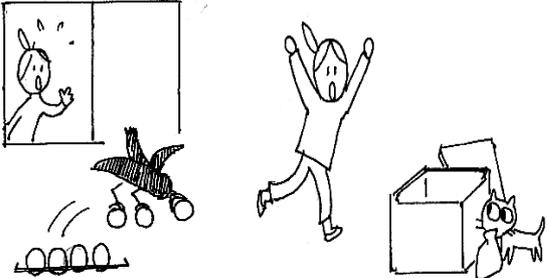
保障内容のご案内



共同購入保障

1

2

共同購入品の盗難・破損	共同購入品備品の盗難・破損
<p>配達された消費材またはデポーで購入した消費材の破損・盗難・動物による被害</p>	<p>ストッカー・ショッピングカー・はかりなどの盗難・破損</p>
	
<p>こんなとき...</p> <ul style="list-style-type: none"> 班で仕分け中に醤油を割ってしまった デポーで買い物帰りに卵を割ってしまった デポー店内のショーケースをひっくりかえした カラスに消費材を盗まれた 	<p>こんなとき...</p> <ul style="list-style-type: none"> 強風でストッカーが飛ばされ紛失してしまった 仕分け時の台車が壊れて新しい物を購入した デポー店先に置いておいたカートが盗まれた
<p>給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害額の実費 	<p>給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害額の一部または全部 班または個人が被害額の3分の1を負担
<p>限度額</p> <p>50,000円</p>	<p>限度額</p> <p>10,000円</p>
<p>提出書類</p> <p>エコロ制度事由申請書（A） 配達票またはレシート等添付</p>	<p>提出書類</p> <p>エコロ制度事由申請書（B） 購入備品の領収書添付</p>
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 3営業日以内にセンター、デポーまでご連絡ください。 配達場所、購入デポーから自宅戸口までの間の当日の事故に限ります。 寄り道した場合は対象外とします。 被害後、対策を講じてください。 	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一備品につき年1回の保障です。 受取ストッカーとは生活クラブで供給している戸配用保冷箱、牛乳受取ストッカー（班）、冷凍冷蔵ストッカー（班）を指します。 被害後、対策を講じてください。

* 給付限度額は 年間(3/11～翌年3/10までの受付分) 5万円までです *
* 事由発生から1年を過ぎたものは無効になります *



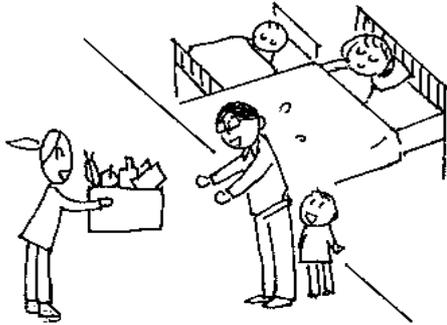
共同購入保障

3

4

共同購入ケア

病気やケガ療養中・出産前後・障がい者などが受け取りや購入を依頼したとき



こんなとき...

入院中も班の人が消費材を運んでくれた
葬儀で数日留守にしたので、近所の知人に消費材を預かってもらった

給付金

- ・ 1回500円
- ・ 配達サービスのあるデポで配達料を払ったときの実費(315円)

対象(限度回数)

- ・ 本人や家族の病気ケガによる療養(年間15回まで)
- ・ 出産1回につき年間12回まで
- ・ 葬儀時(年間2回まで)
- ・ 本人が障がいを持つ(年間50回まで)

提出書類

エッコロ制度事由申請書(C)

備考

- ・ ケア者は組合員外でも可能です。(同一世帯は除く)
- ・ デポの配達サービスについては実施していない店舗もあります。

注文書の記入のお手伝い

高齢・障がいを持つ人の個人注文用紙の記入代行



こんなとき...

目が不自由で注文書の記入代行してもらった

給付金

- ・ 1回500円

対象(限度回数)

- ・ 視覚障害や老眼(年間24回まで)

提出書類

エッコロ制度事由申請書(D)

備考

- ・ ケア者は組合員外でも可能です。(同一世帯は除く)

* 給付限度額は 年間(3/11~翌年3/10までの受付分) 5万円までです *
* 事由発生から1年を過ぎたものは無効になります *

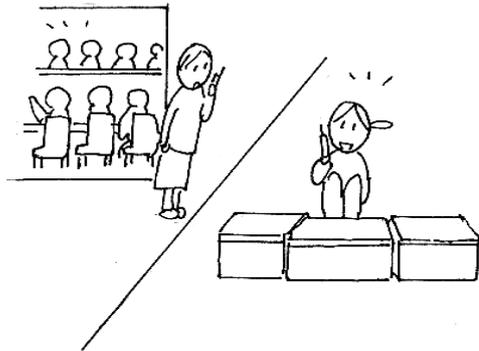


共同購入保障

5

班共同購入品受け取りの代行

班の共同購入品の受け取りを依頼したとき



こんなとき...

P T Aの会合と受け取りの時間が重なった
受け取りの日だけ健康診断に行きたい
町内会の会議が長引きそうなので近所の組合員に
受け取りをお願いした

給付金

- ・ 1回500円

対象(限度回数)

- ・ 地域活動・P T A・ボランティア活動・健康
診断など(年間2回まで)

提出書類

エコロ制度事由申請書(E)

備考

- ・ ケア者は組合員に限ります。

6

共同購入中の託児

班の受け取りやデポーでの買い物中の託児・高
齢者のケア・障がい者のケア



こんなとき...

今日の買い物はたくさんあるので子どもを近所の
友だちに預かってもらった
班の仕分けに行くので子どもを近所の人に預かっ
てもらった

給付金

- ・ 1回500円

対象(限度回数)

- ・ 班の仕分け・デポーでの買い物(年間6回ま
で)

提出書類

エコロ制度事由申請書(F)

備考

- ・ ケア者は組合員外でも可能です。(同一世帯
は除く)
- ・ 託児は原則として小学校3年生まで

* 給付限度額は 年間(3/11~翌年3/10までの受付分) 5万円までです *
* 事由発生から1年を過ぎたものは無効になります *



事故保障

1

2

組合員活動中の不慮の事故で負傷

本人、家族が活動中不慮の事故で負傷したとき



こんなとき...

- 料理講習会でやけどをした
- 受取や買い物行き帰りに転んでケガをした
- 活動に参加している間に留守番していた子どもがケガをした

給付金

- ・ 治療実費
- ・ メガネ・コンタクトレンズ・補聴器の修理・購入代金

限度額

- ・ 治療費は50,000円
- ・ メガネ・コンタクトレンズ・補聴器の破損紛失は30,000円

提出書類

- エッココロ制度事由申請書 (G)
- 医療機関の領収書
- 修理・買い替え品の領収書

備考

- ・ 留守番の児童は原則小学3年生までを対象とします。

組合員活動中の対人・対物保障

組合員活動中に対人及び対物事故で賠償責任が生じたとき (自動車事故は除く)



こんなとき...

- 試食会で隣の人の洋服を汚してしまった
- 料理会で公民館の鍋を焦がして弁償した
- 自転車で牛乳を取りにいった子どもが駐車中の車を傷つけた

給付金

- ・ 治療費・修理費実費

限度額

50,000円

提出書類

- エッココロ制度事由申請書 (H)
- 治療費領収書
- 写真・修理費明細・領収書

備考

* 給付限度額は 年間(3/11~翌年3/10までの受付分) 5万円までです *
 * 事由発生から1年を過ぎたものは無効になります *



事故保障

3

4

**組合員活動中の
自損事故・自動車事故**
組合員活動中・共同購入品の受け取り・デポ
ーでの買い物時の自動車・バイクによる自損事故



こんなとき...

料理会の行きに側溝に車輪を落とし、車に傷が
ついてしまった
デポーに行く途中に車を電信柱にぶつける

給付金

- ・ 修理費実費の3分の2

限度額

- ・ 50,000円（年間1回まで）

提出書類

エコロ制度事由申請書（I）
写真・修理費明細および領収書

備考

- ・ 個人が被害額の3分の1を負担。
- ・ 老朽化によるものを除きます。
- ・ 共同購入品の受け取り、デポーでの買い物時
は行き帰りのみを保障します。
- ・ 寄り道した場合は対象外とします。
- ・ 交通事故であるため、保障は各々ご加入の自
動車保険を優先とします。

組合員活動中の事故
組合員活動中・共同購入品の受け取り・デポ
ーでの買い物時の事故・盗難（自動車・バイクを
除く）、組合員活動費の盗難



こんなとき...

組合員活動に参加しているとき駅に停めた自転
車を盗まれた
料理会で自分のエプロンを焦がして買い替えた

給付金

- ・ 修理費実費、被害相当額

限度額

- ・ 5,000円（年間1回まで）
- ・ 組合員活動費盗難は50,000円まで（年間1回まで）

提出書類

エコロ制度事由申請書（J）
写真・修理費明細・領収書
買い替え品の領収書
警察署の盗難受理番号

備考

* 給付限度額は 年間(3/11~翌年3/10までの受付分) 5万円までです *
* 事由発生から1年を過ぎたものは無効になります *



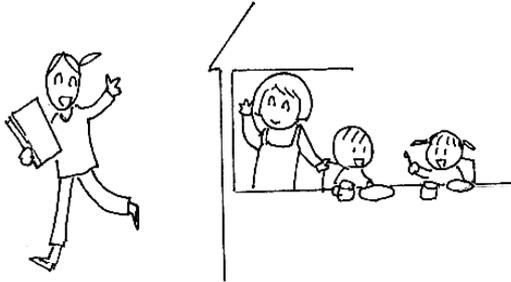
活動ケア保障

1

2

組合員活動を支えるケア

組合員活動中の託児・高齢者のケア・障がい者のケア



こんなとき...

チラシまきに参加するので子どもを友だちに預けた組合員活動が長引いたとき同じ班の人が自宅に来て子どもの食事を作ってくれた
試食会に出る間に自宅に来てもらい、介護の必要な家族の世話をお願いした

給付金

- ・ 1人につき1時間500円（複数人数の場合は人数に乗じる）
- ・ 家事援助1回500円

限度額

- ・ 託児・高齢者・障がい者のケアでは1回の限度額はひとりあたり3,000円

提出書類

エコロ制度事由申請書（K）

備考

- ・ ケア者は組合員外でも可能です。（同一世帯は除く）
- ・ 託児は原則として小学校3年生まで

役員活動を支えるケア

役員活動中の共同購入の受け取り・延長保育



こんなとき...

役員活動中の共同購入の受け取りや仕分・デポへの買い物
役員活動中の延長保育・学童保育など

給付金

- ・ 共同購入の受け取り 1回500円
- ・ 延長保育1人につき1回500円

限度額

- ・ 共同購入の受け取り（年間20回まで）
- ・ 延長保育（年間100回まで）

提出書類

エコロ制度事由申請書（L）

備考

* 給付限度額は 年間(3/11～翌年3/10までの受付分) 5万円までです *
* 事由発生から1年を過ぎたものは無効になります *

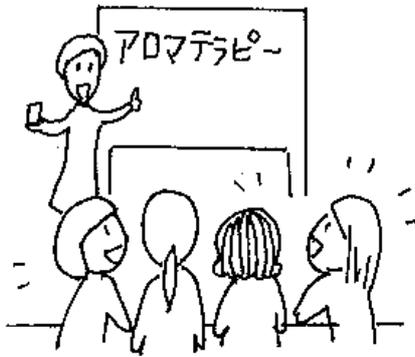


その他保障

1

講座開催の助成

組合員個人が「コミュニケーションひろば」を開催したとき



こんなとき...

友達と子ども向け料理を習いたい
アロマテラピーやベビーマッサージをやってみたい

給付金

- ・1回の開催でかかった費用実費（講師代や会場費を1講座1人の申請）

限度額

- ・5,000円（年間1回まで）

提出書類

エッコロ制度事由申請書（M）
コミュニケーションひろば報告書

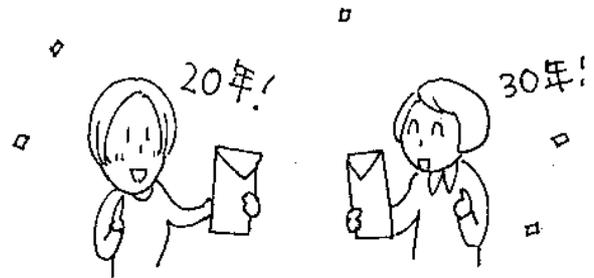
備考

- ・「コミュニケーションひろば」の講座内容と開催方法がわかる冊子があります。所属センターやデポーに連絡ください。
- ・支部やクラブ・チームなどの組合員活動組織での開催は対象外です。

まずは「コミュニケーションひろば」の冊子を取り寄せてください！

2

加入歴による節目祝い金



こんなとき...

生活クラブに加入して20年目・30年目を迎えた組合員

給付金

- ・20年目の方は2,000円
- ・30年目の方は3,000円

提出書類

エッコロ制度事由申請書（N）

備考

- ・対象の組合員には当該ブロックよりお知らせが届きますので、ご自身で申請をお願いします。

* 給付限度額は 年間(3/11～翌年3/10までの受付分) 5万円までです *
* 事由発生から1年を過ぎたものは無効になります *

託児ケアシステム「風船」

支部・ブロックなどの
さまざまな イベント

クラブ・チーム
活動

機関運営会議

子育て中の組合員が、活動に参加するために必要な集団託児ケア。

ボランティアコーディネート事業を行っている生活クラブ千葉グループ団体の「特定非営利活動法人 V A I C コミュニティケア研究所」に業務委託しています。

組合員の利用料は、
エコロ制度で全額負担されます。
詳しくは本部組織部までお問い合わせください。
TEL.043 - 278 - 7172



生活クラブ虹の街 オリジナル葬「風の旅」

生活クラブでは、
「人生のエンディング（最期の時）」のサポートを行っています。
「風の旅」は価格や内容を明確にした組合員向けの特別プランです。
提携葬儀社で取り扱っています。

- 「風蓮花（ふうれんか）」 一般的な通夜、告別式プラン
- 「風香（ふうか）」 告別式一日で行う新しい葬儀のかたち
- 「風ぐるま（かざぐるま）」 火葬のみ執り行うプラン

総合相談窓口と提携葬儀社について

お葬式の窓口は、「生活クラブ葬祭サービス」 (株)ゆうエージェンシー シニア事業課*
(*2010年3月1日より、生活クラブ総合サービスから(株)ゆうエージェンシーに事業移管しました。)

: 0120 - 098 - 325 24時間受付・年中無休

葬儀の依頼はフリーダイヤルで24時間対応できるようになりました。
生前相談・事後相談は、月曜日～土曜日の午前9時～午後5時までをお願いします。

提携葬儀社（2011年7月時点）

- ・ライフケア 県内に33ヶ所
- ・セクト 千葉市内に3ヶ所
- ・ジェイワイ千葉 鴨川、成田、八街など県内9ヶ所
- ・大紫典礼 野田市

エッコロのこれまでとこれから

はじめ

生活クラブの設立当時、共同購入は「班」が基本でした。当時の班では、みんなで消費材を分け合い、集金や支払いを日常的にしていました。そんな中でちょっと困った時にお互いに支えあうことはよくあることでした。『困った時はお互い様』そんな身近な助け合いを形にした「エッコロ共済(当時)」は、今から20年ほど前1986年に作られました。「班で集めたお金が盗難にあったら大変だけど、みんなで少しずつ支えあえば安心」多くの人が共感したそうです。作られた当時は、掛け金額200円、任意での加入で保障される内容も限られたものでした。

その後、組合員ひとりひとりへの活動支援や共同購入保障の充実のために保障内容が見直され、また増加する戸別配送に対しても保障内容が改善されていきました。

共済から制度へ

1998年、より安定して継続性のある保障を目指し「エッコロ共済」から「エッコロ制度」に制度を改正し、掛け金も200円から100円に引き下げて組合員が全員で加入していく事になりました。このときに身近な地域福祉へ目を向けた福祉基金(1)も設立されました。



1 福祉基金

地域と共に生きる、地域福祉に貢献するために作られた助成基金。障がい者・高齢者・次世代育成支援を行う団体を支援する。2008年度の制度改正後は掛け金の約25%が充てられる。助成枠は、以下の2種類を設けている。

特別助成

社会的にも必要性が高く生活クラブが自らの運動から生み出した事業を支援。当初は主にたすけあいネットワーク事業の発展に寄与してきた。近年はエッコロ福祉基金の目的に基づき、その年の地域づくりに関する方針に沿ったスワンベーカーリー柏店やVAIC-CCIの事業に対し助成している。生活クラブ風の村(社会福祉法人生活クラブ)は当初の助成の成果が事業自立へとつながった。

エッコロ福祉基金は助成を通じ、地域に大きく貢献してきました。特別助成の助成総額は設立から13年間で約1億円におよびます。継続的な支援により、私たちの生み出した事業の自立に向け支援しつづけています。一般助成はのべ197団体、総額約3,000万円に至っており、広く地域での福祉活動を支えてきました。また応募団体や助成団体との交流を通じ、地域での組合員活動の窓口にもなっています。生活クラブの理念は、地域で活躍する人たちの中に浸透し、目に見えない助け合いの心の輪が広がっています。

今後は、組合員どうしのたすけあいの関係作りに貢献し、社会的にも評価されているエッコロ制度の成果をわかりやすく組合員に伝えていきます。

より利用しやすく

今後は社会的に貢献し評価されているその成果を、エッコロ制度の成果として組合員に伝えていく必要があります。

また保障内容の充実が進む中、千葉のエッコロ制度は、他のエッコロ制度と比べても大変よく活用されています。しかしそれでもまだまだ組合員から充分活用されているとはいえないと感じています。

これらの経緯を踏まえ、2008年度の10年ぶりの制度改正では、より組合員活動を支援できるように、また組合員がより利用しやすいよう共同購入時の保障がさらに充実しました。

協同互助の精神に基づき、ひとりでも多くの人と支えあうエッコロは、益々進化していきます。

一般助成

誰もが安心して地域の中で暮らしていけるようにと願い、千葉県で福祉活動を担う団体や次世代育成支援を行う団体を対象に助成希望団体を一般公募する。これまでも点字・老人介護グループホーム・知的障がい援助等、地域でがんばっている団体を支援。特徴としては組合員が実際に訪問し対面調査と組合員投票を行っている。自分たちのひとりひとりの拠出金が大きな支援となっていることを実感する機会となっている。助成内容については年度ごとに決定される。

2 たすけあいネットワーク事業

各地にある「たすけあいワーカーズ」を統括し事業化した。高齢化社会に伴う「老いの不安に伝える生協」を目指し設立した。

エッコロの歴史～エッコロの共済から地域のたすけあいへ～

(2008年3月作成)

エッコロ制度の歩み	年代	生活クラブの福祉活動の歩み
エッコロ共済誕生 困ったときにお互いに助け合うシステムとしてスタートする。慶弔などを扱う全労災部分と日常生活や活動ケアの独自部分掛金は200円。 (内訳...保障98円・全労済102円) 任意加入	1986	たすけあいワーカーズ同時スタート ワーカーズコレクティブとは、出資・労働・共同運営する組織で、地域でさまざまな事業を行っている。たすけあいワーカーズはその中の高齢者食事サービスや訪問看護サービスなど福祉事業をになう。
エッコロ共済の名称変更 愛称がECCOLO(エッコロ)となる。 生協と同時加入になり加入率が上がる。	1992	
	1994	たすけあいネットワーク事業 ² 活動開始 組合員のたすけあいから地域のたすけあいへと輪をひろげる。各地域にケアグループが結成され、地域のさまざまなニーズに応える活動へと展開した。 CO・OP共済《たすけあい》取り組み開始 手数料収入がたすけあいネットワーク事業の発展に寄与する。 風の村高齢者福祉施設建設準備委員会の設置
	1997	生協事業の位置づけの確認
大幅な制度変更 エッコロ共済から「エッコロ制度」に生まれ変わる。掛金は100円に減額し全員加入を目指す。 (内訳...保障48円・全労済12円・福祉基金40円) 組合員の活動ケアと活動保障を中心とし、たすけあいネットワーク事業と地域のたすけあいの活動を支援する「福祉基金」を新設する。	1998	食の不安に応える「共同購入事業」と老いの不安に応える「たすけあいネットワーク事業」を2本柱とする。
託児ケアシステム開始 全労済部分廃止する。掛金は100円(内訳...保障約70円・福祉基金約30円)	2000	ケアグループ活動開始 介護保険サービスの担い手となる。 高齢者福祉施設「風の村」オープン ³
	2004	社会福祉法人生活クラブ ⁴ 誕生
エッコロ制度見直しプロジェクト設置	2007	生活クラブ・ボランティア情報センター(VAIC)誕生
エッコロ制度大幅改正 保障枠を拡大し一部の地域活動なども対象とする。節目祝い金を新設。掛金は100円(内訳...保障約75円・福祉基金約25円)	2008	
託児ケアシステムを外部へ委託	2009	

3 高齢者福祉施設「風の村」と社会福祉法人たすけあい倶楽部

「風の村」は日本で初めて造られた全室個室でユニット型式の「特別養護老人ホーム」。組合員がこんな施設がほしいとモデルケースとして造り上げた。これがきっかけとなり個室スタイルが全国に広まった。「社会福祉法人たすけあい倶楽部」を設立し運営にあたる。組合員の中に「たすけあい倶楽部を支える会」が作られ、当初の運営を支援した。この会のはのちにVAIC コミュニティケア研究所(VAIC-CCI)の設立につながった。

4 生活クラブ 風の村(社会福祉法人生活クラブ)

「社会福祉法人たすけあい倶楽部」と「たすけあいネットワーク事業」を統合し、2004年総代会の承認を得て「福祉の生活クラブ」として独立した。八街の「風の村」のほか、佐倉に「さくら風の村」、県内各地に介護ステーション・デイサービスセンター・在宅介護支援センター他などの運営を行っている。

エコロ制度規約と細則

エコロ制度規約

第一章 総則

【目的】

第1条 生活クラブエコロ制度（以下エコロ制度という）は、生活クラブ生活協同組合（以下生活クラブという）の組合員が安心して共同購入および組合員活動に参加できる共済システムづくりと、地域のたすけあい活動を支える「福祉基金」の設置を目的とします。

【保障】

第2条 生活クラブは、加入者から掛け金を受取り、期間中に発生した以下の事由に対して保障を行うものとします。

《保障内容》

- (1) 配達当日の共同購入品の盗難・破損、デポーでの盗難・破損、買い物帰りの盗難・破損
- (2) 共同購入備品等の盗難・破損
- (3) 本人および家族が病気療養中の共同購入品の授受、デポーでの買い物ケア
- (4) 本人が障がいを持つ場合の共同購入品の授受、デポーでの買い物ケア
- (5) 本人が出産する時の共同購入品の授受、デポーでの買い物ケア
- (6) 本人および家族の葬儀の時の共同購入品の授受、デポーでの買い物ケア
- (7) 本人が高齢者または障がいを持つ場合の個人 OCR の記入代行
- (8) 班の共同購入品受取の代行
- (9) 班の仕分け、デポーへの買い物時のケア
- (10) 活動中に加入者および同居家族が不慮の事故に遭遇し、入院・通院・在宅療養した時
- (11) 活動中に加入者および同居家族の責任で対人・対物により賠償責任が生じた時
- (12) 活動中に加入者が自損事故を起こした時（自動車事故、自転車盗難・破損その他物損事故）
- (13) 組合員の組合員活動を支えるケア
- (14) 役員の役員活動・共同購入活動を支えるケア
- (15) コミュニケーションひろばの補助
- (16) 加入20年目と、30年目の加入節目祝い金
- (17) 組合員活動費の盗難

【エコロ制度の管理・運営】

第3条 エコロ制度の自律的かつ円滑な運営をはかるために、エコロ福祉委員会が管理・運営を行います。

【エコロ福祉委員会の審議事項】

第4条 エコロ福祉委員会は、生活クラブの総代会・理事会の決定に基づき次の事項を審議します。

- (1) エコロ制度事由発生処理に関する事項
- (2) エコロ制度内容の検討に関する事項
- (3) エコロ福祉基金の運営管理
- (4) 事業案の策定に関する事項
- (5) その他、エコロ制度運営上必要とされる事項

第二章 契約

【加入者の範囲】

第5条 加入者とは加入者本人とし、加入者になることができる者は生活クラブの組合員とします。

【加入手続き】

第6条 生活クラブに申請し、生活クラブの受理をもって加入とします。

【掛金及び払込方法】

第7条 掛金は月額100円とし、生活クラブの指定する日までに生活クラブに払い込むものとします。

2. 掛金の払い込み方法は、別に定める細則によるものとします。

【効力の開始と消滅】

第8条 共済効力の開始は、生活クラブの組合員として加入申込書を提出した日とします。効力の消滅は、最終掛け金払込月の翌月末日とします。

【共済期間と解約】

第9条 共済期間は4月1日～3月31日までとし、解約をする場合は、所定の解約届けを提出するものとします。

【変更の届出】

第10条 加入者は共済契約の成立後、次の変更が生じた時は遅滞なく生活クラブに届け出るものとします。

- (1) 加入者の氏名
- (2) 住所
- (3) 支部・班の変更

【契約の消滅】

第11条 契約は加入者が生活クラブを脱退した時、または死亡した時消滅します。

【効力の停止】

第12条 加入者が掛け金を滞納した時、その未払い期間については効力を停止します。

第三章 共済事由の申請および給付金の支払い

【事由発生報告】

第13条 加入者または家族は共済事由が発生したときは、速やかに事由発生状況を生活クラブに報告し、所定の手続きをとるものとします。

【給付金の支払い請求】

第14条 給付金の受取人は共済事由が発生したときは、その発生から60日以内に支払い請求書と細則に定める添付書類を提出し、給付金の支払いを請求するもの

とします。(請求時に組合員であること)

【給付金の支払い】

第15条 給付金は事由内容を規約および細則にそってブロック理事会で審査し、ブロック理事会が支払い手続きを行うものとします。

第16条 給付金の受取人は、加入者本人及びケア者とします。

【時効】

第17条 給付金の申請者が給付金の請求手続きを事由発生から1年間怠ったとき、生活クラブは給付金の支払い義務を免れるものとします。

【調整】

第18条 給付金の支払いに関し、生活クラブと受取人の間に疑義が生じたときは、エコロ福祉委員会において調整するものとします。

第四章 その他

【細則】

第19条 この規約に定めるもののほか、活動のための手続き、その他業務の執行に必要な事項は、別途細則を定めるものとします。

【附則】

第20条 この規約は1986年7月1日から施行するものとします。

2. この規約の改廃は、生活クラブの総代会において行うものとします。
3. この規約は、1987年、1988年、1990年、1992年、1993年、1994年、1996年、1998年、1999年に改正されました。
4. この改正規約は、2000年6月1日から施行するものとします。
5. この改正規約は、2002年6月1日から施行するものとします。
6. この改正規約は、総代会決定後、2003年5月29日から施行するものとします。
7. この改正規約は、総代会決定後、2007年6月1日から施行するものとします。
8. この改正規約は、総代会決定後、2008年6月1日から施行するものとします。
9. この改正規約は、総代会決定後、2009年6月20日から施行するものとします。

生活クラブエコロ制度細則

(総則)

第1条 エコロ制度規約(以下「規約」という)第19条にもとづき、エコロ制度に必要な事項はこの定めによるものとします。

(家族の定義)

第2条 規約に規定する「家族」は同一生計の親族と別居の2親等以内とします。

(不慮の事故の定義)

第3条 規約に規定する「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいい、外因による事故の範囲は以下の通りとします。

- (1) 交通事故不慮の中毒不慮の墜落
- (2) 天災火災及び火焔による不慮の事故

- (3) 不慮の溺没
- (4) 不慮の打撲
- (5) その他エコロ福祉委員会が特に認めたもの
(組合員活動の定義)

第4条 規約に規定する「組合員活動」とは理事会、ブロック理事会、支部運営委員会等で承認されたものとし、組合員拡大行動、各種資料及びチラシ配布、組合員の各種委員会・集会・イベント・共同購入の授受、デポの買い物などとし組合員に同行している家族も含まれます。また、留守番をしている未就学児童・低学年児童を含みます。

(規約第2条12項の範囲)

第5条 規約に規定する「役員」とは理事、監事、ブロック理事、消費委員、ブロック監査、支部スタッフ、ワーク委員、実行委員会(本部、ブロック、支部)情報専門スタッフ、組合員事務局、その他理事会、ブロック理事会、支部運営委員会が認めたものとします。

(共同購入備品の定義)

第6条 規約に規定する「共同購入備品」とは、共同購入を行うために組合員が購入した物、班員が共同して購入したもの、リ-スしたものを含まれます。

(共済期間をまたがる事由の取扱い)

第7条 事由が共済期間をまたがって継続した場合、その事由は前年の共済期間に通算するものとします。

(掛金の払込方法)

第8条 規約第8条の掛金の払込み方法は、毎年度の共同購入品代金の支払いと同一の方法で払込むものとします。

(解約方法)

第9条 規約第10条で規定する解約方法は、所定の解約届けを該当月の10日までに提出することとします。
2. 解約を申し出ない場合は、共済契約はさらに1年間継続するものとします。

(保障内容)

第10条 規約第2条に規定する共済期間中に発生した事由に対する保障内容及び規約第15条に規定する支払い請求に必要な提出書類は別表の通りとします。

(ケア及びケア者の定義)

第11条 「ケア」とは、日常生活を円滑にするために支援することをいい、「ケア者」とは、それを行う者をいいます。医療資格を必要とする看護は含めないものとします。

(附則)

第12条 この細則は1986年7月1日から施行するものとします。

2. この細則の改廃は、生活クラブの理事会において行うものとします。
3. この細則は、1987年、1988年、1990年、1992年、1993年、1994年、1996年、1998年、2000年、2003年に改正されました。
4. この改正細則は2003年3月21日から施行するものとします。
5. この改正細則は2008年6月1日から施行するものとします。
6. この改正細則は2009年4月21日から施行するものとします。

連絡先一覧

申請の仕方や分からない事がある時は

班・戸別配送

センター柏	センター千葉	センター佐倉
〒277-0872 柏市十余二字下大塚 380-97 TEL 04-7134-3801 FAX 04-7134-3806	〒261-0011 千葉市美浜区真砂 5-21-13 TEL 043-278-7629 FAX 043-270-1985	〒285-0837 佐倉市王子台 6-3-9 TEL 043-461-7868 FAX 043-460-1380
センター松戸	センター市原	センターベイ
〒270-2214 松戸市松飛台 398-1 TEL 047-385-4646 FAX 047-330-6600	〒299-0107 市原市姉崎海岸 43 TEL 0436-60-1583 FAX 0436-60-1510	〒272-0014 市川市田尻 1-10-9 TEL 047-379-1540 FAX 047-393-6353

デポ（お店）

デポー真砂	デポー浦安	デポーみつわ台	デポー新松戸
〒261-0011 千葉市美浜区真砂 5-21-12 TEL 043-278-0112	〒279-0012 浦安市入船 4-9-7 TEL 047-353-0135	〒264-0032 千葉市若葉区みつわ台 3-14-5 TEL 043-287-2414	〒270-0034 松戸市新松戸 3-211 TEL 047-348-1210
デポー大津ヶ丘	デポー松葉町	デポー木刈	デポー園生
〒277-0921 柏市大津ヶ丘 3-4-1-105 TEL 04-7191-7359	〒277-0827 柏市松葉町 3-15-1 TEL 04-7134-0697	〒270-1359 印西市木刈 4-2-2 TEL 0476-40-6811	〒263-0051 千葉市稲毛区園生町 1107-7 TEL 043-290-0090

生活クラブ虹の街 組織部	〒261-0011 千葉市美浜区真砂 5-21-12 TEL 043-278-7172 / FAX 043-279-7490 HP http://www.chiba-seikatsuclub.coop/
-------------------------	--

福祉事業に興味のある方は

 生活クラブ 風の村	ホームヘルプや訪問介護を 受けたい方は 生活クラブ風の村	〒285-0011 佐倉市山崎 529-1 TEL 043-309-5811 / FAX 043-481-2177 HP http://www.kazenomura.jp/
 VAIC-CCI	ボランティア活動に 興味のある方は NPO 法人 VAIC コミュニティケア研究所	〒263-0051 千葉市稲毛区園生町 1107-7 TEL 043-290-8015 / FAX 043-290-8016 HP http://www.vaic-cci.jp/
 生活サポート クラブ	リハビリ・福祉機器を購入や レンタルしたい方は ㈱生活サポートクラブ	〒263-0051 千葉市稲毛区園生町 1107-7 TEL 043-207-9130 / FAX 043-207-9131 HP http://www.supportclub.co.jp/

発行日 / 2011年9月 発行 / 生活クラブ虹の街 編集責任 / エッコロ福祉委員会